

議案第 37 号

上越市農業集落排水条例の一部改正について

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例

上越市農業集落排水条例（平成 8 年上越市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「使用料」を「基本使用料」に、「1 月分と」を「排水処理施設の使用日数に応じて日割計算」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、改正後の第 7 条第 2 項の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。